

EU

精米の輸入規制、輸入手続き等

---

## I. 品目の定義 (HS コード)

本ページで定義するコメは、次のとおりです。

HS コード 100630 : 精米

関連リンク

根拠法等

- ・ [規則 \(EEC\) No 2658/87](#)

その他参考情報

- ・ [財務省貿易統計](#)

---

## II. 輸入規制

### a. 輸入禁止 (停止)、制限品目 (放射性物質規制等)

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県産の精米を EU 域内に輸入する際は政府作成の放射性物質検査証明書が必要となっています。その他の 46 都道府県産の精米の場合は産地証明書が必要です。いずれの場合も、輸入国にてサンプル検査が行われる場合があります。

関連リンク

関係省庁

- ・ [農林水産省](#)

根拠法等

- ・ [規則 \(EU\) 2016/6](#)

その他参考情報

- ・ 農林水産省 [諸外国・地域の規制措置](#)
- ・ 農林水産省 [輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について](#)

---

### b. 動植物検疫の有無

調査時点：2017 年 2 月

EU に日本から精米を輸出する場合は、植物検疫証明書の取得は不要です。

関連リンク

関係省庁

- ・ [植物防疫所](#)

根拠法等

- ・ [指令 2002/29/EC](#)

## その他参考情報

- ・ [植物防疫所 輸入規則詳細情報 欧州連合 \(EU\)](#)

---

### c. 残留農薬規制

調査時点：2017年6月

EU では使用可能な農薬についてポジティブリスト制を採用しており、各食品に対する残留農薬の上限量を示す残留農薬基準 (Maximum Residue Limit、MRL) は規則 (EC) No 396/2005 で規定されています。残留農薬基準は、当該食品 1 キログラムあたりに許容される農薬量 (mg/kg) として表示され、残留農薬基準が設定されていない農薬については一律 0.01mg/kg が適用されます。すべての食品に対する残留農薬基準については、「EU 農薬データベース」で検索可能となっています。データベースは科学的評価に基づき更新されるため、随時確認する必要があります。

なお、いもち病対策として使用されることが多いトリシクラゾールについて、2017年6月30日から、MRL が 1 mg/kg から 0.01 mg/kg に変更されます。

2017年6月30日までに EU 域内に輸入されたコメについては、経過措置としてこれまでの MRL 1 mg/kg が引き続き適用されますが、2017年7月以降に EU 域内に輸入されるコメについては、トリシクラゾールの MRL は 0.01 mg/kg が適用されます。

なお、日本でのトリシクラゾールの MRL は 3ppm (=mg/kg) であり、EU とは基準値が異なりますのでご注意ください。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- ・ [欧州食品安全機関 \(EFSA\)](#)

##### 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 396/2005](#)
- ・ [規則 \(EU\) No 2017/983](#)

##### その他参考情報

- ・ [EU 農薬データベース](#)

---

### d. 重金属および汚染物質 (最大残留基準値/禁止)

調査時点：2017年2月

EU では、欧州委員会規則 (EU) 1881/2006 で食品カテゴリごとに含まれる汚染物質の残留濃度の上限値を規定しています。精米の場合、アフラトキシン、オクラトキシンA、カドミウム、メラミン、無機ヒ素の残留濃度の上限値が規定されています。

特にアフラトキシンについては、最も毒性の強いアフラトキシン B1 単独での上限値と、B1・B2・G1・G2 の総量の上限値がそれぞれ定められています。

物質名	上限値	対象品目
アフラトキシン	B1 : 2.0 µg/kg	「穀物加工品を含むすべての穀物および穀物から作られるすべての製品※1」
	B1, B2, G1, G2 の総量: 4.0 µg/kg	
オクラトキシン A	3.0 µg/kg	「穀物加工品、人が直接消費する穀物を含む、未加工穀物から作られるすべての製品※2」
鉛	0.2mg/kg	「穀物および豆類」
カドミウム	0.2mg/kg	「米」
メラミン	2.5mg/kg	「乳児用調製粉乳および乳児用栄養補給調整食品を除くすべての食品」
無機ヒ素	0.2mg/kg	「精白米（パーボイルド加工なし）」

※1 ヒトの消費／食品原材料として使用する前に選別その他の物理的処理を経るコメ、乳児・幼児用の穀物を主原料とした加工食品、乳児向けの医療用栄養食品を除く。

※2 乳児・幼児用の穀物を主原料とした加工食品、乳児向けの医療用栄養食品、一般消費者向けに販売されない小麦グルテンを除く。

## 関連リンク

### 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 1881/2006](#)

#### e. 食品添加物規制

調査時点：2017年2月

一般に精米に対して食品添加物は使用されないと考えられるため、省略します。

#### f. 食品包装規制（食品容器の品質または基準）

調査時点：2017年2月

食品用の容器・包装に関しては、欧州議会・理事会規則 (EC) No1935/2004 において枠組み規制が、さらに欧州委員会規則 (EC) No2023/2006 において食品と接触する素材および製品の製造工程における適正製造規範 (GMP) がそれぞれ定められています。

特にプラスチック素材についてはポジティブリスト形式での使用規制がなされており、欧州委員会規則 (EC) No 10/2011 ANNEX I のリストに掲載されている物質のみが原則として使用可能となっています。このリストは科学的評価に基づき更新されるため随時確認する必要があります。

また、食品の包装容量やサイズに関する規制として指令 2007/45/EC にて定められています。精米は当該規制の対象外です。

また、EU レベルで法規制が設けられていない場合に EU 加盟国は独自規制を導入することが可能となっています。英国は独自規定を設けていませんが、加盟国の中には規定を設けている国もあり、また対象となる素材や規定の内容は各国で異なるため注意が必要です。例えばフランスでは、食品に接触するすべての包装容器等についてのビスフェノール A の使用が禁

止されいるため留意が必要です。

#### 関連リンク

##### 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 1935/2004](#)
- ・ [指令 2007/45/EC](#)
- ・ [規則 \(EC\) No 2023/2006](#)
- ・ [規則 \(EU\) No 10/2011](#)

##### その他参考情報

- ・ [食品との接触を意図したプラスチック素材と製品に関する規則 \(EU\) No 10/2011 に関する欧州委員会ガイドライン](#)
- ・ [食品と接触する素材データベース](#) (ポジティブリストの検索が可能)

---

#### g. その他

調査時点：2017年2月

なし

---

### III. 輸入手続き

#### a. 輸入許可、輸入ライセンス、商品の事前登録等（登録に必要な書類）

調査時点：2017年2月

EUの共通農業政策（CAP）保護対象農産品の輸入規則により、EU域内において事業者が精米を1トンを超えて輸入する際には、事前に輸入ライセンスを取得する必要があります（ただし「IV. 輸入関税等」の「a. 関税」で後述の関税割当制度を利用する場合は、輸入する重量にかかわらずライセンス取得が必要となっています）。

輸入ライセンスを取得した輸入事業者に認められるのは、当該ライセンスで定められた数量および有効期間内のみとなっています。輸入ライセンス効力の対象国は「国」ではなく「EU域内」のため、輸入ライセンスを取得すればライセンス取得国のみならず、EU全体への輸入が可能となります。ライセンスの申請は、規則（EC）No376/2008 ANNEX Iに準拠して作成する必要があります。

英国の場合、環境・食糧・農村地域省（Department of Environment, Food and Rural Affairs: Defra）所管の行政機関であるRural Payments Agency（RPA）がライセンスを管理しており、輸入ライセンスを取得するためには事前にRPAへの事業者登録が必要です。ライセンスは郵送またはEメールによる申請が可能で、電子ライセンスが発行されます。ただしこのライセンスを他のEU加盟国で使用する場合は紙のライセンスが必要となるため、その際はあらかじめ紙のライセンスを請求する必要があります。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- ・ [英国 Rural Payments Agency \(RPA\)](#)

## 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 376/2008](#)

## その他参考情報

- ・ [英国政府 米の輸入ライセンス発行ガイドライン](#)

---

### b. 輸入通関手続き (通関に必要な書類)

調査時点：2017年2月

英国に日本から精米を輸入する際には、「II 輸入規制」の「a a. 輸入禁止 (停止)、制限品目 (放射性物質規制等)」で前述のとおり放射線検査証明書または産地証明書が必要です。

---

### c. 動植物検査検疫、残留農薬検査、重金属等検査

調査時点：2017年2月

EU加盟国における残留農薬の公的管理におけるサンプリング手法は欧州委員会指令2002/63/ECに定められていますが、同指令の内容はCODEXの推奨するサンプリング手法を踏襲しているため、CODEXの手法と原則同じ内容です。

## 関連リンク

### 根拠法等

- ・ [指令 2000/63/EC](#)
- ・ [CODEX「残留農薬のMRLへの適合を判定するための推奨サンプリング法」](#) (日本語)  
[RECOMMENDED METHODS OF SAMPLING FOR THE DETERMINATION OF PESTICIDE RESIDUES FOR COMPLIANCE WITH MRLS \(CAC/GL 33-1999\), Codex Alimentarius Commission, FAO](#) (英語)

---

## IV. 輸入関税等

### a. 関税

調査時点：2017年2月

EUは域外共通関税制度の下で、域外からの輸入品の関税率は域内各国で一律となっています。

関税および統計的分類表、ならびに共通関税率に関する理事会規則 (EEC) No 2658/87では、共通関税を設定するために合同関税品目分類表 (CN) と呼ばれる物品の分類表を設定しており、日本のHSコードに相当します。そのため、当該合同関税品目分類表のCNコードの中から該当する品目の関税率を特定する必要があります。

精米が該当する関税コードと関税率

CNコード/品目	関税率
----------	-----

1006306110 完全精米（研磨してあるかないかまたはつや出ししてあるかないかを問わない） 短粒種のうち、正味重量が 5 キログラム以下に包装されたもの	175.00 ユーロ /1,000kg
1006306120 完全精米（研磨してあるかないかまたは、つや出ししてあるかないかを問わない） 短粒種のうち、正味重量が 5 キログラム超 20 キログラム以下に包装されたもの	
1006306190 完全精米（研磨してあるかないかまたは、つや出ししてあるかないかを問わない） 短粒種のうちその他のもの	

なお、EU は委員会規則（EEC）No2454/93 に基づき輸入関税割当制度を実施しています。現在精米の輸入に関しては米国、タイ、オーストラリア以外のすべての国の合計で年間 1,805 トンが割り当てられており、この割当に該当する輸入については関税率がゼロに設定されます。英国の場合、「Ⅲ. 輸入手続き」の「a. 輸入許可、輸入ライセンス、商品の事前登録等」において先述した輸入ライセンスの申請は、割当制度を利用する場合には指定の時期に、使用しない場合は輸入する精米が英国に到着する前に、英国の輸入事業者が Rural Payment Agency に対して行う必要があります。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- ・ [European Commission Taxation and Customs Union](#)（欧州委員会 税制・関税同盟総局）

##### [Taric Consultation](#)

##### 根拠法等

- ・ [規則（EEC）No 2658/87](#)
- ・ [規則（EEC）No 2454/93](#)

##### その他参考情報

- ・ [英国政府 関税検索ページ](#)
- ・ [英国政府 米の輸入ライセンス発行ガイドライン](#)

#### b. 付加価値税（VAT）・物品税

調査時点：2017年2月

EU への輸入には、輸入関税に加え、各国が独自に定める付加価値税（VAT）や物品税が課されます。これらの税率は国によって異なるため、最終消費国ごとに確認する必要があります。なお、VAT に関する共通システムに関しては理事会指令 2006/112 において規定されています。

なお、英国の場合精米の販売に VAT は課されません。

#### 関連リンク

##### 根拠法等

- ・ [指令 2006/112](#)

---

## V. EU内の流通・小売における注意事項

### a. 販売手続き

調査時点：2017年2月

精米の販売についてEUレベルでの規制はされていませんが、販売国ごとの規制を確認する必要があります。

---

### b. 販売時の表示義務

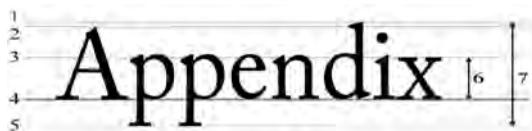
調査時点：2017年2月

食品のラベル表示は、消費者への食品情報提供に関する欧州議会・理事会規則（EU）No 1169/2011で規定されており、精米を輸出する場合、同規則第9条に基づき以下の項目を表示する義務があります。なお、消費者を惑わせる表示や医学的効能を宣伝する表示が禁止されているほか、オンライン販売等の手法により遠隔地から販売する事業者にも同様の規定が適用されます。

- ① 食品名
- ② アレルゲン物質（該当物質については、規則（EU）1169/2011のANNEX IIを参照。ただし、精米はアレルゲン物質には該当しないため、実質的な表示義務はない。）
- ③ 正味量
- ④ 賞味期限/消費期限
- ⑤ 特別な貯蔵条件/使用条件（ある場合）
- ⑥ （当該商品について責任を負う）事業者あるいは輸入業者の名称と住所
- ⑦ 使用方法（指示がないと使用が困難と思われる場合）

また、密閉した包装容器内の空気を除去し、窒素等その他のガスを充てんしたガス充填包装がなされた食品については、同規制のANNEX IIIに基づき「Foods whose durability has been extended by means of packaging gases」と表示する義務が追加されます。

食品のラベルに使用される言語は、EUの公用語であれば複数の記載も可能ですが、当該製品を販売する国の公用語を必ず使用する必要があります（同規則第15条）。また、ラベル表示に使用する文字の大きさについても、同規則において下記の通り指定されています。



- ・包装面の最大面積が80cm<sup>2</sup>以上の場合、「x」の文字の高さ（図中の6）は1.2mm以上
- ・包装面の最大面積が80cm<sup>2</sup>未満の場合、「x」の文字の高さは0.9mm以上

なお、規則（EU）828/2014に基づき、当該精米のグルテン含有量が20mg/kg以下である場合には「gluten-free」の表示が可能です。その際には、「gluten-free」の表示とともに「suitable for people intolerance to gluten（グルテン不耐症の人向け）」または「suitable

for coeliacs (セリアック病患者向け)」の文言を付すことも可能です。

なお、英国・フランス・ドイツでは精米へのラベル表示に関する上乘せ規制はありませんが、国によっては規制をかけている可能性があるため、輸出する国ごとに確認が必要です。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- ・ [欧州委員会 貿易総局](#)
- ・ [欧州委員会 保健衛生・食の安全総局](#)
- ・ [欧州食品安全機関 \(European Food Safety Authority, EFSA\)](#)
- ・ [英国食品基準庁 \(Food Standards Agency, FSA\)](#)

##### 根拠法等

- ・ [規則 \(EU\) No 1169/2011](#)
- ・ [規則 \(EU\) No 828/2014](#)

---

#### c. 販売許可のための要件

調査時点：2017年2月

精米の販売について EU レベルでの規制はされていませんが、販売国ごとの規制を確認する必要があります。

---

#### VI. 食品安全・衛生規制

調査時点：2017年2月

EU 域外から輸入される食品については、規則 (EC) No 178/2002 に基づき EU 規制が求める衛生基準等との同等性（輸出国と特定の合意がある場合はそこで規定された要件）を満たす必要があります（同規則第 11 条）。

#### 関連リンク

##### 関係省庁

- ・ [欧州委員会 保健衛生・食の安全総局](#)
- ・ [欧州食品安全機関 \(EFSA: European Food Safety Authority\)](#)

##### 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 178/2002](#)

---

#### VII. その他

調査時点：2017年2月

##### 有機食品に関する規制

EU 域内でオーガニック食品を販売するための要件およびそのラベル表示に関する規制は、規則 (EC) 834/2007 で規定されています。



日本の有機 JAS 制度は、EU のオーガニック制度との同等性を有するとみなされており、EU 域内で「オーガニック」として販売可能な国のリスト（第三国リスト）に掲載されているため、同リストに掲載された有機 JAS 登録認定機関が発行する証明書を添付することにより、オーガニック食品として EU 加盟諸国に輸出することが可能です。輸出時には当該証明書を、有機 JAS 食品に添付しなければなりません。

また、精米等の包装食品に「organic」などの語句を表示して EU 域内で販売する際には、前述の有機 JAS 登録認定機関の認証機関コード番号もラベル表示に記載しなければなりません。また、任意で EU のオーガニックロゴ（ユーロリーフ）を使用することもできますが、日本から輸入した有機 JAS 認定食品の場合は「non-EU Agriculture」の表示も併せて記載する必要があります。生産国が日本のみの場合は、「non-EU Agriculture」を国名で代替・補足することも可能です。

なお、規則（EC）834/2007 および規則（EC）889/2008 に基づき、EU 域内にオーガニック食品を輸入・流通させるに当たっては、EU 側の輸入者・販売者にも当局への登録、査察の受入れ、証明書の保持等の義務が義務付けられているため、輸出に際しては EU 域内の相手方事業者がこれらの要件を満たす事業者であるかどうかについて確認を行うことも必要です。

## 関連リンク

### 関係省庁

- ・ [欧州委員会](#)
- ・ [欧州委員会 保健衛生・食の安全総局](#)
- ・ [欧州委員会農業・農村開発総局](#)
- ・ [英国環境・食糧・農村地域省 \(Department of Environment, Food & Rural Affairs, Defra\)](#)

### 根拠法等

- ・ [規則 \(EC\) No 834/2007](#)
- ・ [規則 \(EC\) No 889/2008](#)

### その他参考情報

- ・ [有機 JAS マークが付された有機農産物等に「organic」等と表示して EU 加盟国へ輸出することが可能になったことについて \(農林水産省\)](#)
- ・ [有機 JAS に基づく有機食品の輸出入方法等の変更について \(農林水産省\)](#)
- ・ [Import/Export: Trade in organic products \(欧州委員会\)](#)

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006  
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
TEL：03-3582-5186

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載